

足立区民部国民健康保険課
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
TEL.03(3880)5851(庶務担当)
FAX.03(3880)5618
Eメールアドレス
kokuho@city.adachi.tokyo.jp
足立区HPアドレス
https://www.city.adachi.tokyo.jp/

あだち

国保だより

マイナンバーカード

保険証利用が便利です!



マイナンバーカードを
保険証として使おう

① あなたのお薬も マイナンバーカードでわかる

薬剤情報※1、特定健診情報※2をマイナポータルから閲覧することができるようになりました。また、患者の同意を得たうえで医療機関・薬局が患者の薬剤情報、特定健診情報を利用して治療等に役立ててることができます。

- ※1 医療機関を受診し、薬局等で受け取ったお薬の情報です。(注射・点滴や入院中等の情報も含まれます。)令和3年9月以降に診療したもから閲覧が可能となり、3年分の情報が参照可能です。
- ※2 40歳から74歳までの方を対象に行われる、健診結果の情報です。令和2年度以降に実施したもから5年分(直近5回分)の情報が参照可能です。

確認できる情報は以下のとおりです。

- | | |
|-------------|--|
| 薬剤 | ① 受診者情報
② 過去に処方されたお薬(調剤年月日、医薬品名、用法、用量など)
※ 薬剤情報については、受診されている各医療機関・薬局にお問合せください。 |
| 特定健診 | ① 受診者情報
② 特定健診結果情報
③ 質問票情報(服薬・喫煙歴等)
④ メタボリックシンドローム基準の該当有無
⑤ 特定保健指導の対象基準の該当有無 |

【問合せ先】特定健診について 保健事業担当 ☎ 03(3880)5018

② 限度額適用認定証の申請が 省略できる

オンライン資格確認※1システムを導入している医療機関・薬局では、本人が情報提供に同意すると、「限度額適用認定証」がなくても、医療費の自己負担が限度額までとなります※2。オンライン資格確認システムの導入状況については、受診する医療機関・薬局にお問合せください。

- ※1 オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができることを言います。
- ※2 過去12か月で90日を超える長期の入院をされていて、食事療養費が減額の対象になる方は、これまでどおり手続きが必要です。

【問合せ先】給付担当 ☎ 03(3880)5241

マイナンバーカードの保険証利用登録について

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには事前にマイナポータル※1で登録(利用申込)をする必要があります。

- ※1 マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。行政手続や行政機関からのお知らせを確認することができます。

詳しくはこちらをご覧ください ▶



登録方法 セブン銀行ATM、スマートフォン、パソコンなどで登録。

足立区役所マイナポイント申込サポート窓口でも登録できます(令和5年9月末終了予定)。

【問合せ先】 保険証について 資格賦課担当 ☎ 03(3880)5240

マイナンバーカードの交付について

足立区マイナンバーダイヤル ☎ 03(5888)7707

※ 平日午前8時から午後8時まで

交通事故 交通事故にあったときは 届け出が必要です

交通事故など、第三者の行為でけがをして、国民健康保険で医療機関を受診する場合は、事前に給付担当にご連絡ください。「第三者行為による傷病届」を提出する必要があります。

届け出に必要なもの
事故証明書(後日でも可)、保険証、届出人の印鑑

示談の前に相談を
国民健康保険へ届け出る前に示談が成立していたり、相手側から治療費を受け取っていたりすると、国民健康保険では治療が受けられなくなる場合があります。

その他の第三者行為
以下のような場合も給付担当に届け出てください

- ・ スキー・スノーボードなどの衝突・接触事故
- ・ 他人の動物にかまれた
- ・ 工事現場からの落下物などによるけが など

【問合せ先】給付担当 ☎ 03(3880)5241

傷病手当金 傷病手当金支給の適用期間について(令和5年5月7日まで)

新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため労務に服することができなかった方は、傷病手当金の支給の対象になります※1。

適用期間 令和5年5月7日まで※2
注:申請時効は2年間です。

詳しくは区のホームページをご確認いただくか、お問合せください。

※1 給与などの支払いを受けている方で全額または一部の支払いを受けることができなかった方に限ります。

※2 令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間が支給対象となります。

【問合せ先】給付担当 ☎ 03(3880)5241

保険料 新型コロナウイルス感染症に かかる減免

令和4年度相当分の保険料であって、令和5年4月以降に納期限が設定されているものについて、保険料が減額または免除される場合があります。詳しくはお問合せください。

【問合せ先】資格賦課担当 ☎ 03(3880)5240

休日開庁 第4日曜日に行っています

毎月第4日曜日は、本庁舎を開庁して国民健康保険業務を行っております。なお休日開庁日に受付できない手続きもありますので、ご不明な点は事前にお問合せください。

時間 午前9時から 午後4時 **場所** 足立区役所 北館2階 国民健康保険課

国民健康保険料の納付相談
滞納整理第一係・第二係(1番窓口) ☎03(3880)5243
☎03(3880)5244
☎03(3880)5019

国民健康保険の加入・脱退、保険証
資格賦課担当(2番窓口) ☎03(3880)5240

国民健康保険料の支払い
収納管理担当(3番窓口) ☎03(3880)5242

国民健康保険の各種証明書発行
庶務担当(4番窓口) ☎03(3880)5851

**限度額適用認定証、療養費、高額療養費、
出産育児一時金、葬祭費、特定疾病療養受療証**
給付担当(5番窓口) ☎03(3880)5241

出産育児一時金 上げになりました

令和5年4月1日以降に出産された方より、出産育児一時金が50万円に上げとなりました(令和5年3月31日以前に出産された方は42万円)。申請方法等につきましては区のホームページをご確認いただくか、お問合せください。

【問合せ先】給付担当 ☎ 03(3880)5241

特定健診 40歳~74歳 受診対象 受けよう! 特定健診

「今まで」問題がなくても、「これから」同じとは限りません。自粛生活で運動不足になっていませんか?年に一度の特定健診で健康をチェック!現在通院中の方も受診可能です。

健診にかかる時間、健診項目は以下のとおりです。

時間 1時間程度

- | | | |
|-----------|--------|--------|
| 項目 | ① 血液検査 | ⑤ 心電図 |
| | ② 血圧 | ⑥ 胸部X線 |
| | ③ 検尿 | ⑦ 問診 |
| | ④ 身体計測 | |

受診券は5月中旬に
黄色い封筒で
お送りしました



【問合せ先】保健事業担当 ☎ 03(3880)5018

口座振替 国民健康保険料の納め方

口座振替が原則です

口座振替の申込方法や納付書でのお支払い方法などにつきましては、**同封のチラシをご覧ください。**

引落日は、毎月末日です。

※ 末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※ 残高不足等により引落しができなかった場合、翌月の引落日に再度引落しいたします(再振替でも残高不足となった場合、再々振替はいたしません)。例)6月期が残高不足で引落しができなかった場合→7月期の引落日に6月期と7月期を合わせて引落しいたします。

令和5年度 口座振替予定表	
当該月	引落日
6月納期分	6月30日
7月納期分	7月31日
8月納期分	8月31日
9月納期分	10月2日
10月納期分	10月31日

納付書でのお支払い

今回お送りした納付書は、**6~10月納期分と全納用納付書**です。**11~3月納期分の納付書は11月にお送りします。**

- ※ 保険料の金額や納付状況などにより、納付書の枚数は異なります。
- ※ 納付した日によっては、行き違いで督促状が送付されることがあります。

ただし、下記①~⑥すべてにあてはまる場合は、年金からの引落し(特別徴収)になります。

- ① 世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満
- ② 世帯主が国民健康保険の被保険者
- ③ 世帯主の年金の年額が18万円以上
- ④ 介護保険料の引落としと合わせた額が年金額の1/2を超えない
- ⑤ 世帯主が年度途中で75歳にならない
- ⑥ 口座振替を利用していない

今年初めて年金からの引落としになる方は10月納期分の保険料から引落としになります(令和5年5月1日時点で上記①~⑥にすべてあてはまる方)。

【問合せ先】収納管理担当 ☎ 03(3880)5242

通知書の見かた

- 年度当初の国民健康保険料決定(変更)通知書を、本紙と一緒に送っています。
- 保険料が変更になった場合は、その都度通知書を送ります。
- この見開きページの内容のお問合せ先は 資格賦課担当 ☎ 03(3880)5240 です。

120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号

足立区長 近藤 弥生 印

賦課決定日 令和 5年 6月 4日
記号番号 21-12-3456

国民健康保険料決定(変更)通知書
あなたの世帯の国民健康保険料を本書記載のとおり通知します。

通知発送日 令和 5年 6月 14日
この通知書は 令和 5年 6月 4日 現在の情報で作成しています。

●本年度保険料の決定
●保険料算定基礎額の判明による保険料の決定・変更
●お届けの口座から引き落としいたします。

1. 世帯の保険料 令和 5年度

今 回	医療分保険料	支援金分保険料	介護分保険料	前 回	医療分保険料	支援金分保険料	介護分保険料
所得割	243,063	82,038	53,250	所得割			
均等割	202,500	67,950	32,400	均等割			
切捨額	0	0	0	切捨額			
減免額	0	0	0	減免額			
年 額	445,563	149,988	85,920	年 額			
介護調整分				介護調整分			
合計保険料	681,471			合計保険料			

2 各期のお支払い額 令和 5年度

納める金額	今回決定/変更後	前回/変更前	口座振替の内容
普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
4月期	*****	*****	銀行
5月期	*****	*****	銀行
6月期	68,211	68,211	0
7月期	68,140	68,140	0
8月期	68,140	68,140	0
9月期	68,140	68,140	0
10月期	68,140	68,140	0
11月期	68,140	68,140	0
12月期	68,140	68,140	0
1月期	68,140	68,140	0
2月期	68,140	68,140	0
3月期	68,140	68,140	0

●国民健康保険料に介護保険料を含んでいる月
●「未就学児」の均等割額軽減に該当している月
○国民健康保険料に介護保険料を含んでいない月
☆旧被扶養者減免に該当している月
▼旧被扶養者減免(所得割のみ減免)に該当している月

※取得・喪失の手続きは14日以内にお済ませください。国民健康保険は、会社等の健康保険に加入しても自動的に喪失の手続きは行われません。特に、国民健康保険をやめる手続きが大幅に遅れた場合、過払いとなった保険料をお返しできないことがあります(国民健康保険法110条の2)。

●保険料の計算方法は裏面に記載してあります

ご注意ください!

他の保険に加入したときは国民健康保険をやめる手続きが必要です!

- 1 社会保険などに加入したときは、原則14日以内に国民健康保険をやめる手続き(喪失届)が必要です。
- 2 やめる手続きがない場合、保険料の請求が続きます。また届出が遅れると、払い過ぎた保険料の還付が受けられない場合があります。
 - ※ 保険料は、原則として、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降、賦課決定や変更をすることができません(賦課決定の期間制限)。そのため、賦課決定の期間制限に該当すると保険料を減額できないため、支払い済みの保険料を還付できない場合があります。

郵送での手続きにご協力ください

国民健康保険資格喪失届をすべて記入して切り取り、勤務先の健康保険証(国保をやめる方全員分)のコピーと国民健康保険証を同封して、ご郵送ください。 ※ 郵送料、コピー代は自己負担となります。
【郵送先】〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区 国民健康保険課 資格賦課担当

国民健康保険資格喪失届 ※ 住所・世帯主氏名・電話番号・該当者氏名・生年月日のすべてを記入してください。

住所	足立区		
世帯主氏名	電話番号	自宅	
加入した保険方	S・H・R	年 月 日生	S・H・R 年 月 日生
	S・H・R	年 月 日生	S・H・R 年 月 日生

該当者氏名を記入していても、勤務先の健康保険証のコピーがない場合は手続きできませんのでご注意ください。

1 納付義務者は世帯主

世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入している場合でも、納付の義務は世帯主にあります(保険料は国民健康保険加入者分のみ計算されています)。

3 月ごとの保険料はこちら

納める金額
これから納めていただく金額を表示
すでに納めている納期分には「ノウズミ」と表示

今回決定/変更後
今回の通知で新たに決定(変更)した保険料

前回/変更前
保険料に変更があった場合に、変更前の保険料を表示

4 保険料算定基礎額

令和4年中の総所得 - 一律43万円 = 保険料算定基礎額

「所得情報不明」と表示の方
令和4年中の所得が確認できない状態です。未申告の方は令和5年1月1日に住民登録があった区市町村で申告してください。申告済みの方は、所得が確認でき次第、変更通知書をお送りします。

保険料がかかる月に印を記載しています。
 (○) 介護保険料を含んでいる月
 (○) 介護保険料を含んでいない月
 (☆) 旧被扶養者減免に該当している月
 (▼) 旧被扶養者減免(所得割のみ減免)に該当している月
 (●) 「未就学児」の均等割額軽減に該当している月

1人ずつの保険料を計算した場合の参考例
端数調整や限度超過額を考慮していないため、世帯の合計保険料(±)と一致しない場合があります。

2 今年度の保険料の計算方法はこちら

ア 医療分保険料 + イ 支援金分保険料 + ウ 介護分保険料 = エ 合計保険料

※ 支援金=後期高齢者支援金

均等割額 1人あたり 45,000円 × 加入している人数
所得割額 + 加入者全員の今年度の保険料算定基礎額×7.17%

均等割額 1人あたり 15,100円 × 加入している人数
所得割額 + 加入者全員の今年度の保険料算定基礎額×2.42%

均等割額 1人あたり 16,200円 × 40歳から64歳まで加入している人数
所得割額 + 40歳から64歳まで加入者全員の今年度の保険料算定基礎額×2.23%

今年度の年額保険料
※ 納付は6月納期分から3月納期分の10回に分割

例えば、40代の夫婦、65歳以上の方、20代の方と就学前の子が同じ世帯とする5人世帯の保険料を上記の計算方法に当てはめてみると

(上記の家族の医療分保険料の5人分) + (上記の家族の支援分保険料の5人分) + (上記の40代の夫婦の介護分保険料分) = 合計(ア+イ+ウ)
 ((45,000円×4人)+22,500円)+(3,390,000×7.17%) + ((15,100円×4人)+7,550円)+(3,390,000×2.42%) + (16,200円×2人)+(2,400,000×2.23%) =
 =445,563円 =149,988円 =85,920円 =681,471円

保険料が軽減される場合があります

1 令和4年中の総所得が一定基準以下の世帯
世帯の総所得で軽減の判定を行います。収入がない場合でも課税課へ申告してください(令和4年度分も含む)。なお、国民健康保険課への軽減の申請は不要です。
軽減判定日 4月1日 ※ 新規加入世帯は適用開始日

2 失業された方
対象 離職日現在、64歳以下で下記コード表に該当する方
※ 特例受給資格者及び高齢受給資格者は対象外
軽減内容 離職者の前年の給与所得を 30/100 とみなして計算
軽減期間 離職の翌日から翌年度末まで
※ 雇用保険の失業給付などを受ける期間とは異なります。また国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き保険料軽減の対象となりますが、国民健康保険をやめると終了します。

3 就学前の子ども
就学前の子どもに係る均等割額の5割を軽減いたします。また、前年度の総所得が一定基準以下の世帯が受けられる軽減対象世帯の就学前の子どもについては、右図の通り上乘せて軽減されず、軽減の申請は不要です。

所得が一定基準以下の世帯の軽減割合	総軽減割合
7割	8.5割
5割	7.5割
2割	6割

今年度40歳になる方

~介護保険料のお支払いが始まります~

40歳の誕生日(1日生まれの方はその前月。以下同じ)から介護保険料がかかります。7月2日以降に誕生日を迎える方は、今回の決定通知書では計算されていないため、誕生日に介護保険料を追加した金額を「保険料変更通知書」でお知らせします。

【1月10日生まれの場合】
40歳に到達する1月分から介護保険料が追加

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

保険料変更月の中旬頃に、介護保険料を追加した保険料変更通知書をお送りします。

☐ …介護保険料なし ☑ …介護保険料あり

今年度65歳になる方

~介護保険料のお支払い先が変わります~

65歳になる誕生日の前月分(1日生まれの方はその前々月分)までの介護保険料は国民健康保険料と一緒に年10回に分けて納めていただきます。

【7月10日生まれの場合】
4月分から6月分までの3か月分の介護保険料は国民健康保険料と一緒に年10回に分けて納めます。

4月	5月	6月	国民健康保険課						
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

例:介護保険料 月額1,300円×3か月分 = 3,900円
※ 金額は実際とは異なります。

3,900円を390円×10回に分けて国民健康保険料と一緒に納付

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

誕生日以降の7月から3月までの9か月分は介護保険課に納付

※ 国民健康保険料と一緒に納める介護保険料と、介護保険課から通知される介護保険料の対象月は重複していません。

今年度75歳になる方

~後期高齢者医療制度に移行します~

75歳になると「後期高齢者医療制度」に移行しますが、誕生日の前月までは国民健康保険料がかかります。その分の国民健康保険料は10回に分けて納めていただきます。

※ 国民健康保険料と「後期高齢者医療制度」保険料の対象月は重複していません。

【10月10日生まれの場合】
4月分から9月分までの国民健康保険料が発生

4月	5月	6月	7月	8月	9月	国民健康保険	後期高齢者医療制度
10月	11月	12月	1月	2月	3月		

4月から9月までの6か月分は国民健康保険料が発生
10月から3月までの6か月分は「後期高齢者医療制度」で保険料が発生

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

6か月分の国民健康保険料を10回に分けて納付

※ なお、今年度75歳になる方おひとりだけで国民健康保険に加入している場合は、支払回数異なります。